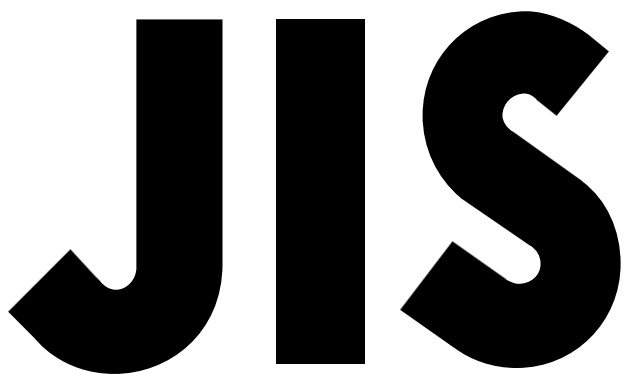




手持形電動工具，可搬形電動工具並びに
芝生用及び庭園用電動機械の安全性－
第 3-10 部：可搬形切断機の個別要求事項

JIS C 62841-3-10：2021

(JEMA)

令和 3 年 12 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株 式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.12.20

官 報 掲 載 日：令和 3.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	3
5 試験に関する一般条件	3
6 放射線、毒性及び類似の危険源	3
7 分類	4
8 表示及び取扱説明書	4
9 充電部への近接に対する保護	7
10 始動	7
11 入力及び電流	7
12 温度上昇	7
13 耐熱性及び耐火性	7
14 耐湿性	7
15 耐腐食性	8
16 変圧器及び関連回路の過負荷保護	8
17 耐久性	8
18 異常運転	8
19 機械的危険	8
20 機械的強度	13
21 構造	14
22 内部配線	15
23 構成部品	15
24 電源接続及び外部可とうコード	15
25 外部導体用端子	15
26 接地接続の手段	15
27 ねじ及び接続	16
28 沿面距離、空間距離及び固体絶縁（通し絶縁距離）	16
附属書	22
附属書 I（参考）騒音及び振動試験	22
附属書 K（規定）バッテリー電動工具及びバッテリーバック	23
参考文献	24
附属書 JAA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	26

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、JIS C 9029-2-10:2006 は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 62841 規格群（手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性）は、次に示す部で構成する。

JIS C 62841-1 第 1 部：通則

JIS C 62841-2-2 第 2-2 部：手持形電気スクリュードライバ及びインパクトレンチの個別要求事項

JIS C 62841-2-4 第 2-4 部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

JIS C 62841-2-5 第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

JIS C 62841-2-8 第 2-8 部：手持形シャー及びニブラの個別要求事項

JIS C 62841-2-9 第 2-9 部：手持形タッパ及びスレッジの個別要求事項

JIS C 62841-2-11 第 2-11 部：手持形往復動のこぎりの個別要求事項

JIS C 62841-2-14 第 2-14 部：手持形かんなの個別要求事項

JIS C 62841-3-10 第 3-10 部：可搬形切断機の個別要求事項

手持形電動工具，可搬形電動工具並びに 芝生用及び庭園用電動機械の安全性— 第 3-10 部：可搬形切断機の個別要求事項

Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and
lawn and garden machinery—Safety—
Part 3-10: Particular requirements for transportable cut-off machines

序文

この規格は，2015 年に第 1 版として発行された IEC 62841-3-10 及び 2016 年に発行された Corrigendum 1 を基とし，日本の配電事情を考慮し，技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

この規格は，JIS C 62841-1:2020 と併読する規格である。

なお，この規格で点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，附属書 JAA に示す。

JIS C 62841-1:2020 に追加する細分箇条番号は，JIS C 62841-1:2020 の箇条番号の後に“101”からの番号を付け，図番号及び表番号は，“101”からの連続番号を付ける。また，追加する細別は，“101”からの連続番号を付ける。

1 適用範囲

適用範囲は，次によるほか，JIS C 62841-1:2020 の箇条 1 による。

追加（“電熱素子を組み込んだ電動工具も，”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

この規格は，金属，コンクリート，石造などの材料の切断を意図し，次のいずれか一つの研削材を装着する可搬形の切断機に適用する。

- 41 号平形切断といし（繊維補強付といし）
- 外周の研磨リムが連続した，又は外周のセグメントのそれぞれの隙間が 10 mm 以下のダイヤモンド切断といし

また，といしの構造は次による。

- 最大直径のといしを取り付けたときに，といしの定格無負荷速度が 100 m/s を超えない。
- といしの直径の範囲が 250 mm～410 mm

この規格は，次のものには適用しない。